

公益活動支援補助金 審査基準

酒田市ボランティア・公益活動推進委員会委員及び関係課長で構成する審査会において、酒田市公益活動支援補助金交付要綱第6条で規定する申請書類について書類審査して採点し、採択団体を決定します。

審査会には申請団体の出席および発表は必要ありません。

【採点項目及び基準】

採点項目	採点基準	配点
公益性	・団体内だけではなく、広く社会に利益のある活動か。 ・特定の地域・グループだけではなく、多様な市民の参加が見込めたり、利益の見込める活動か。 ・解決したい社会課題の設定は適切か。	5 × 2
課題解決 価値創造	・地域課題や社会的な課題の解決または新たな価値を生む活動か。 ・イベントの実施自体が目的となっていないか。 ・団体同士の協働による効果は見込めるか（団体間協働型のみ）	5 × 2
先駆性	・活動のテーマ、取り組み内容は、参考となるものか。 ・事業内容に独自のアイデアが盛り込まれているか。 ・すでに同様な取り組みは行われていないか。	5
実現性	・事業計画（スケジュール、内容、場所および対象、実施方法等）は実現性の高い内容となっているか。	5
予算の妥当性	・活動の内容、規模に見合った適正な経費見積になっているか。 ・成果に一定程度の費用対効果は見込めるか。	5
継続性	・補助終了後も、継続して行われることが見込めるか。 ・今後の発展性が期待される事業か。	5

5：非常に優れている 4：優れている 3：認められる 2：劣る 1：非常に劣る

◆新規団体加点 | 新規申請団体の場合は2点を加点します。（団体育成型のみ）

◆以下のいずれかに該当した事業は、不採択とします。

- ①「公益性」「課題解決・価値創造」がどれかひとつでも6点未満
- ②合計点が24点未満（各項目の平均点が3点未満相当）